



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

735	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	2
736	救急病院の認定	(医務課).....	2
737	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	2
738	〃	(〃).....	3
739	〃	(〃).....	3
740	〃	(〃).....	4
741	〃	(〃).....	4
742	〃	(〃).....	5
743	〃	(〃).....	5
744	〃	(〃).....	5
745	〃	(〃).....	6
746	〃	(〃).....	6
747	保安林予定森林	(〃).....	7
748	〃	(〃).....	7
749	道路の区域変更	(道路保全課).....	8
750	〃	(〃).....	8
751	〃	(〃).....	8
752	〃	(〃).....	9
753	〃	(〃).....	9
754	道路の供用開始	(〃).....	10
755	道路の区域変更	(〃).....	10
756	道路の供用開始	(〃).....	10
757	道路の区域変更	(〃).....	11
758	道路の供用開始	(〃).....	11
759	道路の区域変更	(〃).....	11
760	道路の供用開始	(〃).....	12
761	道路の区域変更	(〃).....	12
762	道路の供用開始	(〃).....	12
763	道路の区域変更	(〃).....	13
764	道路の供用開始	(〃).....	13
765	道路の区域変更	(〃).....	13
766	道路の供用開始	(〃).....	14

○ 人事委員会告示

7	平成23年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施	14
8	平成23年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施	18

○ 諸報

告 示

和歌山県告示第735号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年8月22日まで縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年6月21日

2 名称

特定非営利活動法人ハーモニー

3 代表者の氏名

田井素生

4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町3128番地の12

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもが自立するまでの総合的な支援、恵まれない東南アジア諸国の子どもたちへの人道支援、子どもと高齢者の交流を促進し、社会福祉事業等の増進及び経済活動の活性化を図り地域の発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第736号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 和歌山県立医科大学附属病院

2 所在地 和歌山市紀三井寺811番地1

3 有効期限 平成26年5月8日

和歌山県告示第737号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町蓑津呂字ツロ30、35、44、字寺垣内90の1(次の図に示す部分に限る。)、字大畑136、141

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字ツロ30・35・44・字寺垣内90の1・字大畑136・141(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第738号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 橋本市谷奥深字大迫223、字戸西谷276、281(次の図に示す部分に限る。)、281の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大迫223・字戸西谷276・281の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第739号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字湯川字竹垣内648の4、648の8、648の9、648の11、648の13、648の16、648の17、648の21、648の28、673の8、676の8から676の10まで、683、685の3、685の6、685の8から685の11まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字竹垣内648の4、648の8、648の9、648の11、648の13、648の16、648の17、648の21、648の28、676の8から676の10まで、683、685の3、685の6、685の8から685の11まで

イ その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第740号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町野中宇廣見川2259の3から2259の12まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第741号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町北谷宇奥谷川196から198まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第742号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡白浜町上露字大付303の1から303の3まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第743号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町高山字吹越谷942（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第744号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町鎌塚字熊谷534、534の1、535から537まで、537の1から537の9まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第745号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町西敷屋字坊田1351、字垣内1353、1355から1357まで、1373の1、1373の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字垣内1373の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第746号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 和歌山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

和歌山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第747号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字上湯川字前番296から298、309、311

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第748号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字久野原字岡ノ向760

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第749号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字宮ノ前236番4地先から同市六十谷字高222番22地先まで	旧	8.18 } 17.15	226.19	
同上	新	25.00 } 25.00	226.19	

和歌山県告示第750号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市宇田森字オノ神299番1地先から同市弘西字長田1252番6地先まで	新	20.00 } 23.60	1,238.73	

和歌山県告示第751号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 紀伊停車場田井ノ瀬線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市弘西字川心1126番1地先から同市弘西字長田1252番7地先まで	旧	8.65 }	208.84	
同上	新	9.38 }	208.84	
		12.40		

和歌山県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海草郡紀美野町毛原宮字北垣内472番5地先から同町毛原宮字梅瀬垣内376番4地先まで	旧	5.00 }	29.70	
		5.00		

和歌山県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 大崎加茂郷停車場線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
海南市下津町方字丸尾2176番4地先から同市下津町方字丸尾2158番1地先まで	旧	6.99 }	50.11	
		8.65		
同上	新	8.66 }	50.11	
		10.65		

和歌山県告示第754号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 大崎加茂郷停車場線

供用開始の区間 海南市下津町方字丸尾2176番4地先から同市下津町方字丸尾2158番1地先まで

供用開始の期日 平成23年7月5日

和歌山県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大字添野川字平井川東平山1650番1地先から同町大字添野川字平井川東平山1653番1地先まで	旧	4.60 } 14.40	116.99	
同上	新	6.40 } 26.50	116.99	

和歌山県告示第756号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字添野川字平井川東平山1650番1地先から同町大字添野川字平井川東平山1653番1地先まで

供用開始の期日 平成23年7月5日

和歌山県告示第757号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市西脇字柳原588番1地内	旧	8.41 } 9.83	31.67	
同上	新	10.00 } 11.66	31.67	

和歌山県告示第758号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
 路線名 和歌山橋本線
 供用開始の区間 紀の川市西脇字柳原588番1地内
 供用開始の期日 平成23年7月5日

和歌山県告示第759号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 垣内貴志川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市桃山町野田原字隠田17		4.54		

74番1地内	旧	7.23	49.20
同上	新	6.72 12.43	49.20

和歌山県告示第760号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 垣内貴志川線

供用開始の区間 紀の川市桃山町野田原字隠田1774番1地内

供用開始の期日 平成23年7月5日

和歌山県告示第761号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字東渋田字西中370番1地先から同町大字東渋田字西中371番2地先まで	旧	6.89 7.17	40.50	
同上	新	11.86 14.78	40.70	

和歌山県告示第762号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字東渋田字西中370番1地先から同町大字東渋田字西中371番2地先
まで

供用開始の期日 平成23年7月5日

和歌山県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字東渋田字西中376番1地先から同町大字東渋田字西中352番1地先まで	旧	11.71 } 11.98	67.80	
同上	新	11.93 } 13.76	67.80	

和歌山県告示第764号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字東渋田字西中376番1地先から同町大字東渋田字西中352番1地先
まで

供用開始の期日 平成23年7月5日

和歌山県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
御坊市塩屋町北塩屋字芋ヶ原2037番1地先から同市塩屋町北塩屋字西垣内1877番1地先まで	旧	7.00 } 28.00	455.00	
御坊市塩屋町北塩屋字矢田口2196番2地先から同市塩屋町北塩屋字千原1860番1地先まで	旧	12.00 } 51.00	740.00	
同上	新	12.00 } 51.00	740.00	

和歌山県告示第766号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 御坊市塩屋町北塩屋字矢田口2196番2地先から同市塩屋町北塩屋字千原1860番1地先まで

供用開始の期日 平成23年7月5日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第7号

平成23年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。

平成23年7月5日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成23年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持	平成24年4月以降
	女性		
警察官B	男性	上記警察官Aの職務内容と同じ	
	女性		

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分		学 歴 ・ 資 格 等	年齢及び性別
警察官A	男性	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年3月末日までに卒業見込みの人	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性
	女性	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女性
警察官B	男性	上記警察官A男性の受験資格に該当しない人	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性の受験資格に該当しない人	昭和54年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた女性

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成23年9月18日（日）午前9時	和歌山市 田辺市	平成23年9月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成23年10月中旬	和歌山市	平成23年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成23年11月下旬	和歌山市	平成23年12月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配 点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問) <出題分野> 社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で行う。

(2) 第2次試験

試験種目	配 点	内 容
面 接 試 験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体 力 検 査	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走）
論 文 試 験 (1時間30分) 【警察官A】	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作 文 試 験 (1時間) 【警察官B】	※200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
適 性 検 査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身 体 精 密 検 査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※印の論作文試験については、第3次試験として評定する。

また、別途作成する本試験案内に平成22年度の論作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	検 査 基 準	
	警察官A・B男性	警察官A・B女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
その他 (色覚を含む。)	職務遂行に支障のない身体的状態であること。	

なお、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。

ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県警察本部警務課
 和歌山県警察本部交通センター交通企画課
 県内各警察署
 和歌山県人事委員会事務局
 和歌山県パスポートセンター
 和歌山県庁正面玄関サービスステーション
 和歌山県東京事務所
 和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課に請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申請書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書及び受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書し、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成23年8月8日（月）から受付を開始し、平成23年8月19日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年8月1日（月）午前10時から平成23年8月12日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

また、大学卒業見込みで受験した人は、平成24年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

なお、採用時期は、平成24年4月以降になる予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（平成23年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大 学 卒	短期大学卒	高校卒・その他
197,200円	179,000円	164,700円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項

の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

和歌山県人事委員会告示第8号

平成23年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成23年7月5日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成23年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般事務	4人程度	知事部局又は教育委員会等の事務
学校事務	8人程度	県立学校又は市町村立小中学校の事務
警察事務	7人程度	警察本部又は警察署等の事務
土木	1人程度	道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成24年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会が（ア）に該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50題) <出題分野> 社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)	1時間
	面接試験	1400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査	

(2) 土木

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	試験区分に応じた専門的知識及び能力についての筆記試験(40題) <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学及び土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の第2次試験の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1400点	前記(1)の第2次試験の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の第2次試験の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。

ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成23年9月25日(日)午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成23年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	平成23年10月下旬	和歌山市	平成23年11月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

和歌山県東京事務所

わかやま喜集館

和歌山県名古屋観光センター

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター交通企画課

県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

また、和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」から申込用紙等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成23年8月8日（月）から受付を開始し、平成23年8月19日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成23年8月1日（月）午前10時から平成23年8月12日（金）午後4時まで受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼ること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成24年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね144,500円（平成23年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額

が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

- (1) 車いす、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

諸 報

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成23年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成23年7月5日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 木 寺 久

- 1 試験期日 平成23年11月13日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成23年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1) アの科目については択一式及び記述式、(1) イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで

イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください(宛先は印刷されています。)。9月2日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布期間及び配布場所については、オを御覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成23年8月1日(月)から8月26日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、下記宛先まで郵便で請求してください。(8月26日までに必着のこと。)

宛先 〒100-8779 郵便事業(株)銀座支店留

財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

配布期間 平成23年8月1日(月)から9月2日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

配布場所 財団法人行政書士試験研究センター(午前9時から午後5時まで)

県庁市町村課、各振興局総務県民課(午前9時から午後5時45分まで)

和歌山県行政書士会(午前9時から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成23年8月1日(月)午前9時から8月30日(火)午後5時まで

この出願システムは、8月30日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了しないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日(8月30日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03(5251)5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある方で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望される方は、申請の手続が必要となります。受験申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成24年1月30日(月)午前9時

(2) 合格発表の方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。なお、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載します。

また、和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示します。